

秦野市議会基本条例の一部を改正することについて

秦野市議会基本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月21日提出

提出者	秦野市議会議員	露 木 順 三
賛成者	同	今 井 実
同	同	大 野 祐 司
同	同	横 山 むらさき
同	同	横 溝 泰 世
同	同	谷 和 雄

提案理由

大規模災害等の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穏を確保することを目的とした、議会の体制整備について定めるため、改正するものであります。

秦野市議会基本条例の一部を改正する条例

秦野市議会基本条例（平成23年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 議会の活動原則（第3条）」を「第2章 議会の活動原則（第3条・第3条の2）」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（大規模災害発生時の体制の整備）

第3条の2 議会は、地震、風水害等による大規模な災害の発生時に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的に活動できる体制を整備するものとする。

2 前項の規定による体制の整備について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議提議案第2号 秦野市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 (略)</p> <p><u>第2章 議会の活動原則(第3条・第3条の2)</u></p> <p>第3章―第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>(大規模災害発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第3条の2 議会は、地震、風水害等による大規模な災害の発生時に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的に活動できる体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による体制の整備について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 (略)</p> <p><u>第2章 議会の活動原則(第3条)</u></p> <p>第3章―第9章 (略)</p> <p>附則</p>